

第九回 参議院文部委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午後三時三十八分開会

○国立学校設置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査の件(調査報告書に関する件)

○委員長(堀越儀郎君) それでは委員会を開会いたします。

本委員会に付託になっております国立学校設置法等の一部改正案に対して運輸委員長から意見の開陳を申出しておられますが、委員長に代つて小泉理事がお見えになつておられますので、運輸委員会の御意見を拝聴したいと思います。如何でございましょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。小泉君。

○委員外議員(小泉秀吉君) 本法律案の理由書を拝見しますと、学校教育法及び国立学校設置法の趣旨に則り、運輸省所管の各商船学校を文部省に移管し、というように相成つておるようでございますが、運輸委員会におきましては、理由書から見まして、これは当然文部委員会に御審議がかかつて以上、やはり運輸委員会もそれに参加して合同審議をお願いするといふようなことが本意であつたといふような考えが委員会にありましたので、すけれども、御承知の通り会期が切迫しているのみならず、本案を衆議院

第七部 文部委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月八日〔参議院〕

において超党派的に各党のかたがたから提案をされて、更に衆議院においては全会一致で通過をして本院に廻つて来たといふような事実を鑑みまして、成るだけ衆議院の全会一致であるといふ御趣旨に副うようにというように考慮から、参議院の運輸委員会におきましては、運輸委員会だけで独自にこの法案に対する研究をいたしまして、そうしてその結果を文部委員会のほうへ申入れをするということに昨日決定いたしましたので、さうの取計らいをしたような次第でございます。只今当委員長からのお話のように、運輸委員長が参りまして、運輸委員会の意思をお伝えするはずでございまして、さまの關係で不肖私が一応運輸委員会の意見を申上げる次第でございます。

本案提案の理由書は、先刻も申しましたように、国立学校設置法の趣旨に則つてとありますが、我々の了解では、商船学校の教育目的は、飽くまで素質のよい船員を供給するための専門教育でなくてはならないと、かような見地に立ちまして、本法案に、先刻申しましたように賛成はいたしません。が、従つて先刻当議院において皆様の御意見を拝聴いたしました、ほほ私どももお願い、或いは運輸委員会の希望といふようなものにほ期待するやに拝聴して、私は伺いましたのですけれども、運輸委員会の希望を率直に申上げたものと存するのであります。運輸省の当局からのお話によりますと、

この新制商船高等学校は、三カ年の新しい学期の間に八十五単位を、新制高等学校の学制によつて修得しなければ卒業資格が与えられないということになっておるが、ところがこの新制高等学校の三年の間の課程に八十五単位を取つた上に、なおかつ現在の商船学校で修得しておつたようなものと同等、或いはそれ以上の技術教育を受けることができるとか、ほかの言葉で言へば、文部省はこの法律が実施された際には、果して八十五単位プラスの免状を、先刻来お話があつた甲二教育が完成する自信があるかどうかといふことが非常に懸念を持つておるといふのが一つ、もう一つは、先刻来文部省側のお話によりますと、技術教育は三年のほかに二年半、これは運輸省のほうに依頼をして教育を施すから、言い直すと乗船経歴というやうなもので、いわゆる甲二の受験資格ができるように取計らうというやうな御意向のようになり承つておりますが、さういふ点が十分確立されないものであれば、只今審議中であるといふ船舶職員法の改正法案が、衆議院には本国会に提出するといふ見通しが政府側においてほあるやうでございまして、その時を待つても本案の審議が遅くないのじやないかといふやうなことを考へておるのであります。

以上大体二点におきまして、本案の急速なる通過を要望いたします。急速なる通過を要望いたします。が、先刻来も皆さんから御懸念のあつたやうな点は、やはり運輸委員会においても同様でありますので、この際当委員会において責任のある政府当局から、運輸委員会として只今当委員会に申述べておる懸念の点を一掃するやうな、十分の御発言を承つて置きたいと思つております。

以上で大体私の運輸委員会の意見を申述べたつもりでございます。

○政府委員(水谷昇君) 只今運輸委員会の御意見を拝聴いたしましたので、運輸省とよく御相談をいたしまして、御要望の線に副うて将来実施して行きたいと存じております。

○委員外議員(小泉秀吉君) 少し政府側に御質問、伺つてよろしくございませう。

○委員長(堀越儀郎君) どうぞ。

○委員外議員(小泉秀吉君) 只今の文部政務次官の御答弁は、即ち本案が通過した時分には、先刻海運組合の和田さんからの御意見乃至御要望があつたやうでございまして、それをも含めまして、結局本案成立の際には、ひとり文部省といふだけではないに、政府が責任を持つてこの新制商船高等学校の卒業生に対しては、従来の運輸省にあつた商船学校の卒業生が享有しておつた同等の資格、或いは学歴というやうなものに附与することに間違ひはないのだと承つてよいのかどうか、一応政府側の御説明をもう一遍伺いたいと思ひます。

○政府委員(水谷昇君) それじや改め

て一つお答を申し上げます。船舶職員法改正法案で規定される乗船経歴を得るのに必要な年限の専攻科を設けて、現在以上の実力を養つて甲種二等程度の海技免状取得の受験資格が与えられるやうに文部省といたしましては努力をいたします。

それから現在の商船学校の実習課程は二年半であります。が、商船高等学校の専攻科の修業年限をこれ以上延長する必要はないものと考えられます。で、生徒の負担が現在より重くなることは考えられないのであります。若し船舶職員法の改正に伴ひまして、二年半以上が必要となる場合には、できるだけ生徒の負担をかけるやうに努力したいと考えております。

それから本改正法案では現在商船学校に修学する生徒は、旧制の商船学校のまま卒業させることになつております。が、船船職員法改正法案で現在与えられておる海技免状取得の資格が変更されない限り、不利になるとは考へておりません。

○委員外議員(小泉秀吉君) もう一点御質問いたします。先刻私申し上げました新制高等学校の学生では八十五単位を修得するといふことが必須のやうに伺つておるのです。これは運輸省の書類であります。が、私詳しいことは存じませんが、さうだとすることにして、すね、さうすると三年間に八十五単位のまあ普通学として修得するほかに、専門教育を施している。ところ

が従来といふか、現在の商船学校は、新制中学卒業者が商船学校の修学三年と、実習二年半で甲二の資格が得られるという事になっておりますので、先刻も実習の二年半或いは必要があればそれ以上という事なことでありますから、実習期間は問題でないのですけれども、いわゆる六三三制の高等学校の三年間と、現在の商船学校修学三年は年数において同じであつて、その学習内容は先刻和田さんも指摘されたように八十五単位という事な、いわゆる普通学を修得しない、従来は専門学のために相当な教養を重ねたという事に承つておりますので、この八十五単位を取るといふことのほかに、その同じ三年の間に専門教育の修得ができるということになると、よほど学生の素質がいいか、教授のほうに相当な優秀な人を持つて来るかという事なことでないかとちよつと私の頭では割れないのですが、私素人の質問でありますけれども、できれば文部当局の専門のかたのほうの、こういうことに対しての御見解を一応承つて置きたいと思ひます。

○説明員(太田周夫君) 今の御質問に對しましてお答え申し上げます。高等学校の卒業資格に必要な八十五単位のうち、三十八単位は、いわゆる今仰せになりました一般教養学科とでも申し上げますか、そういうものであります。あとの残りの四十七単位は、その中に商船高等学校では英語が……外国語が必要でありますから、十単位か十五単位取るとしまして、その四十七単位の中に相当の専門的な商船の学科がその単位に入つておるわけでありまして、総計

八十五単位の中になお五単位なり十五単位なりの商船の専門学科を加へまして三カ年の間に授業をするような予定になつております。現に工業高等学校では八十五単位だけで卒業させますと、これを受入れられます工場等のほうで十分な専門家として取扱つてくれませんので、八十五単位の枠に五単位なり十単位の専門学科を加へて卒業をいたしておりますので、この点は御懸念はないと思ひます。

○委員外議員(小泉秀吉君) もう一つ、新しいこと、極めてこれは本質に關係のないようなことですが、一応文部省のほうに伺いたすのですが、この運輸省のお話によりまして、すね、教員免許法に制約されて、船長とか機関長などの経験豊富な者、又は実習出身の技術優秀な者などでも、一定の学歴のない者は専門教官となる資格がない。従つて法令の改正をしなければ専門教官の採用が困難となるのではないかと。現在若しそういうようなことであると、約二十名くらいの方が浮いてしまふのじやないかと。もう御懸念もあるようなのですけれども、こういうようなことは何かこの法律が通過すれば、自然適当に文部省のほうでは、いわゆる失業というふうなのはそのためだけに起らないような御用意があるかどうか一応伺ひたい。

○成瀬幡治君 この法案がいろいろ意味合いにおいて提案された、そうしてあなたから、重大なる云々というのを聞きまして、私はそこそ政治的な陰謀があるのじやないかという事なことは、そういうことは別個として、一応運輸省に、運輸大臣の下に十二人の委員からなつておるところの船員教育審議会というものが設けられておる。そしてその結論をやはり若し水谷文部次官が言われるように、四月に云々という事であれば、私たちが、そういうことは慎重に考えて進められておつて、そしてやはり結論というものを私はそこで出したいと思ひます。ところがその結論が出ない前に、こういうものが出たのだという事については、私は何か釈然たざるものがある。そこでこれはプライベートルでお聞きするということにしまして、次にお尋ねしたいことは、若し仮に船員教育審議会というものが、今文部省が御答弁になつたような航海訓練所に委託してやるのだ、こういうことで解決して行こうとされる。ところがこれが違つた結論を出した場合にどういうことになるか、その辺のところについて十分に聞いて、そしてそういうことがないのか、どうか、この点についてお尋ねいたします。

○説明員(山口傳君) 御質問の要旨がちよつとわかりかねたのですが、將來の

の実習課程等については、運輸省の航海訓練所に委託するという事案があるやうであります。その点運輸省はどうかというお話でございますか。

○成瀬幡治君 文部政務次官のお話によりまして、航海訓練所というのがあるわけですね。

○説明員(山口傳君) これは運輸省のほうに……

○成瀬幡治君 運輸省のそこ委託してやつて行く、こういう意味でこの問題は解釈できると、こういうふうに文部政務次官のほうから聞いたわけですね。このことについて私たちは異議はございません。併し船員教育審議会のほうから、そういうことはできないのだと、こういう結論を出す、運輸省がこれをはねてしまつたときにはどういふことになるのか。もうそういうことではないように万全なる準備ができておるかどうかということについてお尋ねするわけですね。

○説明員(渡邊俊道君) その件につきましては、両省間においても了承済みでありまして、予算的にも一年半は引受けられるような予算措置がされております。なお航海訓練所の規則も、そういうふうになつておりますので、これは変更することはないと思つております。

○成瀬幡治君 私この航海訓練所のことをよく知らないのですが、勿論こへ入られる人は官費なんですね。

○説明員(渡邊俊道君) そうでございます。

○成瀬幡治君 今度もそういうふうになる……

○説明員(渡邊俊道君) そうでございます。

○成瀬幡治君 それから私にもよくわかりませんが、ことを卒業されて、そしてこへ入るわけですから、相当今の施設もこれでは不十分だと、こんなふうに思ふのです。これは素人考えですからわかりませんが、そういう事なことにしても運輸省のほうとしては相当な御助力をなさる予定になつておるわけですね。

○説明員(渡邊俊道君) 海上訓練に關する限り、運輸省は責任を持つてやるという方針で努力いたしております。

○成瀬幡治君 了承です。

○説明員(山口傳君) 私も構成メンバーの一人、小委員会に入つておりませんが、小委員会を出しました結論、四日の日にたつたところでございますが、それはたしか資料としてお届けしてございまして、先ほどから御議論になつておる問題がすべてそこに網羅されております。かいつまんで申し上げますと、小委員会としての結論は高等学校に切換える、それから学校の課程は、夜学三年間、それから実習は専攻科は一年以上、但し甲技の海員免許受検資格を得られるようにしてもらいたい。それから第三点は、国立でなければならぬ。なお先ほどから問題になつておりますやうないろいろな情報が出ておりますが、先ず最初に、今の教科内容が従来より専門教育において落ちないか。これは文部省から今御答弁がございました。それから一方で船舶職員法の改正が目下海上保安庁のほうで進められておりますが、その結論によつて海員免許受検資格がきまつた場合、所要期間がきまつて参りますから、考へてもらいたい。それから先ほどの教員の免許の問題、それから、

教官の中に、二十名ばかりは将来高等
学校に完全に切換えられた場合には、
教職におれないということになるか
ら、この点も考えてもらいたい。これ
も又それまでには考えたと文部省のほ
うから答弁がございました。それから
最後に、現在の商船学校として入つて
来ておる大学生、これは従来の制度で
ございますので、卒業課程を終えま
す。甲技の免状を得られますが、この既
得権は何か保つてもらいたい。かよ
うな意見が小委員会の結論でござい
ます。

○荒木正三郎君 先ほど運輸委員会の
ほうからいろいろ懸念されておる点に
ついて意見の開陳があつたわけござ
います。その点は我々文部委員会の委
員の諸氏の懸念しておつた問題であ
るわけでございます。従つてこの点が
明らかになれば、この法律を成立せし
めることに反対意見はなかつた。反対
意見は今までなかつたように私は思
うのです。それでまあ議事進行を兼ね
るようで甚だ恐縮なんです、その意向
を明確に全員一致の形において、委員
長報告において本会議でして頂いて、
そしてこの法律を成立せしめるとい
ふふうに運んで行つたらどうかとい
ふに私考するのですが、ついでは一
応私どもが懸念いたしました点を多
今読上げまして、この点で全員一致
されるならば、私は議事を進めて行
つたらいいのじゃないか、こういふ
に思います。こういふ点若し御異議
があれば私は控えます。

○若本勝蔵君 何か質問から討論のほ
うに移つてしまふ形になります、そ
の点如何ですか。
○荒木正三郎君 前の議事進行に関し

て……、少し変だと思ひのです。ちよ
つと速記をとめて下さい。
○委員長(堀越儀郎君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め
て。

○成瀬治君 航海訓練所の、今のと
ころ経費は一年半分だけは確保してあ
る、併し学校は一年半じやなくて飽く
までも二年半なのか、或いは何か意見
を聞いておりましたら、航海訓練所を
一年くらいにして甲技の受験資格を取
得するといふような意見も出ておる
と、これはまだ固まつていないわけ
であります。

○説明員(渡邊俊道君) 来年度以降の
……来年度の予算につきましては、商
船学校として予算を組んでありますの
で、その範囲内では商船学校の生徒は
一年半航海訓練所で実習するようにな
つております。従ひましてその予算は
成立をしておるという意味でありま
す。なおあとの一年は汽船に送りまし
て、一般船舶で実習をいたしております
ので、国家の予算として、又政府と
してはさほどの支障はないと思ひので
あります。この点につきましては、運
輸省も協力いたしますが、文部省のほ
うでそういうふうな学制をおとりにな
れば、実施に不可能な問題ではないの
ではないか、こういふふうに考えてお
ります。

○委員長(堀越儀郎君) 速記をとめて
懸念をしましよりか。……ではちよ
つと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め
て。他に御発言はございませんか。…

……それでは本案に対する質疑は終了し
たものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと
認めます。それではこれより討論に入
ります。御意見のおありのかたは賛否
を明らかにしてお述べを願います。な
お修正の御意見もございましたら、こ
の際お願いいたします。

○若本勝蔵君 私はこの国立学校設置
法等の一部を改正する法律案の原案に
対して修正意見を持つておるのであり
ます。
先ず修正の点を明らかにいたしま
す。

国立学校設置法等の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正するこ
とにいたしたいと思ひます。読み上げ
ます。

第二条中
運輸省 本省 船員労働委員会
計 八、六五八人
海難審判庁 八、六五八人
に

運輸省 本省 船員労働委員会
計 八、六五八人
海難審判庁 八、六五八人
に

運輸省 本省 船員労働委員会
計 八、六五八人
海難審判庁 八、六五八人
に

運輸省 本省 船員労働委員会
計 八、六五八人
海難審判庁 八、六五八人
に

運輸省 本省 船員労働委員会
計 八、六五八人
海難審判庁 八、六五八人
に

改める。』に改める。
それが修正案であります。その理由
を申述べたいと思ひます。

目下国会に提出されている運輸省設
置法等の一部を改正する法律案、第四
条の規定により、行政機関職員定員法
の運輸省の項中に、航空庁の定員の規
定が追加されることになつてゐるの
で、その規定が成立する場合に、こ
の法律第二条中、運輸省の定員に関す
る改正部分につき、これに應ずる形式
的修正を加える必要があり、又同改正
部分中、海上保安庁の定員は、出入国
管理庁設置令(昭和二十五年政令第二
百九十五号)附則第四項及び海上保安
庁等の一部を改正する政令(昭和二十
五年政令第三百十八号)第二条により
改正される同庁の定員は一万九百六十
九人となつてゐるので、これを修正す
る必要がある、この修正案を提出
するのであります。御賛同をお願いし
たいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見ご
ざいせんか。

○荒木正三郎君 この法律に賛成をす
るものであります、この法律案の
審議の過程におきまして、特に運輸委
員会からも意見の開陳があり、現に私
どもの文部委員会においても意見が出
ましたが、次の四つの点が、本委員会
において政府当局から説明がなされた
通り実現されるであろうことを確認
いたしました、この法律案に賛成するも
のであります。即ち各委員から強く希
望された条件は、学校教育法に基く商
船学校とした場合は、その修業年限と
教育内容から見て、卒業者が従来の商
船学校卒業者に与えられていた甲種二

等航海士及び甲種二等機関士の海技免
状を取得することは困難であると認め
られる。従つて商船高等學校設置に伴
い、政府は左の事項について万全の措
置をとる必要がある。

一、新制高校としての商船高等學校
の教程のみでは不足する専門教育と海
上実習を補うための事実上教育制度を
確立し、商船高等學校卒業生が引續い
てその課程を修めることにより甲二級
の海技免状を取得するに必要な受験資
格と、実力を得るよう措置すること。

二、商船高等學校卒業生が右の課程
を修めるために、経済的負担を重加さ
れることがないように措置すること。
三、現商船学校在学中の生徒及び
実習生がこの行政改革によつて不利な
条件をもちたされることがないように
措置すること。

四、現職の職員は現商船学校の生徒
が卒業するまではそのまま継続して在
職ができるし、将来商船高等學校とな
つても身分を保障される措置がなされ
ること。この四つの事項に關しまし
て、先ほど政府がこの希望条件に副
うような措置をする考えであると、こ
ういふ説明がございました。その説明を
了承いたしました。この法律案に賛成を
するものであります。従つて委員長に
お願いをいたします。このことを
本会議において明瞭に報告の中に挿入
して頂きたいと思ひます。

以上終了。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見は
ございませんか。別に御意見もないよ
うでございますから、討論は尽きた
ものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

三

○委員長（堀越儀郎君） 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。国立学校設置法等の一部を改正する法律案について採決をいたします。

先ず討論中でありました若木君の修正案を議題に供します。若木君提出の修正案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（堀越儀郎君） 満場一致でございます。よつて若木君提出の修正案は可決されました。

次に修正の部分を除く原案全部を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（堀越儀郎君） 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て修正可決されました。

なお本会議における委員長の報告の内容は、本院規則第四百条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになっておりますが、これは委員長において法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、表決の結果を報告することといたしまして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越儀郎君） それから本院規則第七十二条によりまして、委員長は議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とすることに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
荒木正三郎 成瀬 幡治

高良 とみ 矢嶋 三義
高田なほ子 木村 守江
川村 松助 加納 金助

○委員長（堀越儀郎君） この法案は可決されました。つきまして、責任のある文部当局なり又運輸省のかたも見えておりますので、委員長から一言要望して置きたいと思つております。先ほど本審議の過程において十分御了得頂けたことと思つておりますが、本委員会の各委員が質疑応答を重ねまして、責任ある御答弁を頂き、又本案の可決に当りまして一委員より討論の際に要望が出ましたことも、これは我々本委員会でも全会一致を以て支持することのみであります。この本委員会の審議過程における経過を十分に御了得されて将来十分に善処され、現在在学中の生徒にも不安なく、将来の海運界にも貢献させるよう十分な御努力があるかどうかを、文部政務次官及び運輸省の海員局長から承わりたいと思つております。

○政府委員（水谷昇君） 只今本委員会におきまして御提案が満場一致で御可決になりましたことは誠に慶賀に堪えません。つきましては御要望の点も全会一致で御可決に相成つたのであります。その点は十分御趣旨のほどを了承いたしましたので、その線に沿ひまして文部省は将来運輸省とよく連絡をとりまして、御要望の趣旨に副いたいと存じております。

○委員長（堀越儀郎君） なお運輸省の船員局長山口君にお尋ねして更にお答え願ひたいのであります。が、運輸省の提出いたしましたものが文部省に移管されますので、とかく従前の例にもよくありましたことと、両者の意思

が齟齬を来たすようなことがあつて、この運営に非常にまずいことがあると記憶いたしますので、そういうことのないよう文部省、運輸省とも十分協力されて、本法案の成立後十分なる運営ができるようにされるかどうか、この点運輸省の船員局長山口氏に伺いたいと思ひます。御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員（山口傳君） 我々教育機関を考えます場合に、ただ一優秀な船員を得たいといふことである。研究を急いでいたしておつたわけでありまして、このたび従来の運輸省所管の商船学校が、法律を以て文部省に移管されます。又その際我々も、只今希望条件にございました点等につきましても十分いたしましたが、只今委員長から特に今後のことにつきましてお訓しがあつたわけでありまして、我々はかように結論が出ました以上は、その線に沿ひまして努力したいとお答えいたします。

○委員長（堀越儀郎君） それでは本案に賛成のかたの御署名漏れはございませんか。

○委員長（堀越儀郎君） それでは、委員会が承認された事案について調査を終えたときは、委員長は報告書を作り、多数意見者の署名を附して議院に提出しなければならんことになつております。が、調査を終了しない場合にも調査報告書を提出することに議院運営委員会が決定しております。本委員会においては、まだ教育文化施設及び文化財保護に關して一般的に調査につきましては鋭意調査中でありまして、調査を終了しておりませんので、

未了報告書を提出したいと考へます。が、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（堀越儀郎君） それではさう決定いたします。

未了報告書の作成を委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越儀郎君） なお先例によりまして、未了報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
荒木正三郎 成瀬 幡治
川村 松助 加納 金助
梅原 眞隆 高田なほ子
若木 勝蔵

○委員長（堀越儀郎君） それでは本日はこれで散会いたします。
午後四時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 幡治君
若木 勝蔵君
木内キヤウ君

委員 川村 松助君
木村 守江君
工藤 鐵男君
荒木正三郎君
高田なほ子君
梅原 眞隆君
高良 とみ君
矢嶋 三義君

委員外議員 小泉 秀吉君

政府委員
文部政務次官 水谷 昇君
文部省初等中等教育局長 辻田 力君

説明員
文部省教育課長 太田 周夫君
運輸省船員局長 山口 傳君
運輸省船員局長 渡邊 俊道君

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。
一、国立学校設置法等の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のため）の付託は十二月二日）